2.3.18

磐城炭礦勞働爭議の經過眞相

昭和一年一月廿六日

磐城炭礦從業員　代表者五名各署名

磐城炭礦鑛業所概況

（内郷、町田、上荊、高坂、住吉、綴、小野田、長倉、千代田、平内の十坑）
勞働者總數　一萬人　一ヶ月採炭高十二萬噸

今回の當鑛業所小野田、長倉、綴、高坂、各坑に於ける鑛夫部の紛擾事件は全くある種野心家の誤れる策動に基き日本鑛夫組合員（内郷、小野田方面全坑に亦の從業者）が之に雷同したものであり提出したる要求條件なるもいも勿論多數從業者衷心の叫びにもあらず提出者自身の眞の叫びにもあらざることは一度提出し會社より回答濟になりたる要求條件を數日ならずして修正の申込をなしたる一事に徴するも明かである彼等の常套手段たるあらゆる流言蜚語更に進んでは脅迫いたる一時入坑坑夫數の減少を見たるも町田、内郷、上荊、千代田重内各坑の鑛夫は微動だにせず會社の立場に大なる諒解を以て終始したることは實に喜ぶべき城へぎることであつた。

外來の職業爭議者流と一部鑛夫が現下の會社經濟上から見て無理と思はるゝ要求を飽くまでも貫かむとしたるにより會社は事實上此の要求を容るゝこと能はざる爲に二十數日に亘り戰ふい止むなきに到つたものである是獨り當會社のみの問題にあらず常磐炭礦香日本全炭礦共通の問題と思惟したが爲である。

一、原因と見るべきもの

今回の紛擾事件の原因と見るべきはほゞ之を四つに分け一考へることが出來るが要するに公正なる精神を沒却し不純なる動機に出たことが看取せらるゝ。

(1)疑心暗鬼を生ず

大正十五年八月鑛夫組合の支部が設置され組合員も相當多數にいぼつたので何かの機會を見てストライキをやつて見たいといふ氣心があつたところへ會社で組合の幹部を馘首するであらうといふ疑心暗鬼から山代問題をきつかけに此の爭議が起つたもので之が最も主要な原因と認められる。

(2)小野田坑飯場頭山代吉宗の解職

これは此の爭議の直接の原因と見られて居るが會社としては同人の解雇斷行までには彼の社會的に見て穩かでない言動及會社に對する不誠實極まる度々の行爲について幾度も忠告を與へ反省も促した結果同人も立派に前非を改めることを誓ひ自署した誓書を會社に納れたに拘らずその誓書を全然裏切る行動を繰返して止まないので萬止むを得ず遂に解雇したものであり特に相當の手當金も支給したなど出來得るだけの情理を盡したことは一般の等しく首肯して居る所である。

(3)鑛夫組合磐城支部幹部の野心

昨年八月鑛夫組合磐城支部設置されたがその前後幹部は加盟者募集の手段として加盟後は必ず賃金値上げ、時間短縮手當增額等を實現してやると誰でも飛びつきそうな誘惑を試みたので一部の人々が加盟するに至つたがこれらの豫約は幾月を經るも履行されず全く不渡りに終らんとしたので幹部に對する不信任の聲漸く喧しくなつてきたため幹部はこゝで何とかせねば支部は瓦壞の憂を見る運命に陷るので袖手崩壞を待つよりはといふ考に萬一を僥倖したいといふ思惑も手傳つて今回の擧に出でたものであると思はれる。

(4)傍系的一因

殊別に傍系的一因とも見るべきは鑛夫組合磐城支部は豫て組合本部の幹部が支部を喰ひ物にする傾向がある故磐城炭礦支部はせめて本部の制肘を受けない樣に獨立しやうといふ樣な考から自然組合本部と意思疏通を缺くに至り折柄當て政治研究會當時より提携を續け來つた山代馘首の問題が起り見殺しも出來ず自分の配下の地盤を提供して起つたと見るべき節もある

二、經過

組合側では東京本部及各地友誼團体の應援の下に愈罷業を斷行するに決し先づ左記要求書を一月二十六日會社に提出したが皮相淺薄何處を檢討するも勞働者の聲は反映されて居ないのであつた。

要求書内容

一、山代、佐々木、粟谷三氏ノ復職
二、賃銀値上ゲ
三、勞働時間ノ短縮
四、勤續手當並ニ退職手當ノ制定
五、飯場制度並ニ組長制度ノ徹底的改善

初め右要求書には「全山爭議團」なる名稱を附したるも實は陰絕なる性質なるを以て之を「從業者」と改むることゝ趣旨にこれ從業者以外の者は代表と認むる能はず、但者中從業者にあらざる者と雖も希望なれば單に立會に限許すべし、立會代表兩者とも適當に人員を制限することとしては他まで公明なる態度を以て交渉する考なるを以記者諸氏に立會を希望することゝ五條件を提示したる全部之を承諾し要求書に記した「全山爭議團」を「從業改めた上出し放しの儘何等の説明も加へず意見も陳べた。

彼等は要求書提出と前後して流言蜚語を放ちあらゆる行ゆ從業者の心胸攪亂に努め事態漸く惡化したので遂に注意もあり會社幹部關係職員磐炭會員出動して警ることゝなつた

會社では二十八日代表者從業員九名が面會を求めたるに如き回答を與へた

一、山代、佐々木、粟谷三名復職ノ件ハ山代、佐々名ノ復職ハ遺憾ナガラ出來ナイ粟谷君ハ本人自身出頭シ會社ト遺族扶助料ノ件ニツキ爭フ事ヲ斷念誠心誠意働クト云フ申出ヲスレバ會社ニ於テ考慮

第二、賃金ノ値上ゲ
第三、勞働時間ノ短縮
第五、飯場制度並組長制度ノ徹底的改善
第六、鶴燒賃安全燈料ノ會社負担
第十、全從業員及其家族ノ醫藥無料
第十三、豫後備召集ノ場合ハ其當時ノ稼賃金ノ半額及給
第十四、簡閲點呼ノ場合日給及旅費ノ支給

右に就ては日本全國の炭礦は今最も非況のどん底にあり當としても現今の經濟狀態では到底出來ない。

第四　勤續手當並ニ退職手當ノ制定
第十　長屋ノ改善

右の二つは豫て磐炭會より之と同じ要求が出て居るがまだしてゐないから磐炭會に回答する迄保留したい

第七　坑内外作業設備ノ改善
第八　白米ノ改善
第九　衛生設備ノ改善
第十二　醫者ノ不親切ナル行爲ノ改善

此の四つは會社で從來も充分研究して誠意を以つてその改當つて居ることでもあり此後は尙一層調査研究の上改善に折る。

第十五　爭議ノ犧牲者ヲ出サヾルコト

之も要求に應ずるわけに行かない

右で回答濟になつた譯であるが終りに御參考までに總括的社の意いある所を申上げるそれは今後會社は尙一層會社經許す範圍に於て一般從業員諸君の福利の增進に努力する決ある

後いろ〳〵の應對があつたけれ共特記すべきことなし。

超えて一月三十日信賴すべき調停者が現れたが然し非公式表面的であつた當時其の調停者から

「組合側では今回の紛擾は第一名分を欠き殆んど失敗にたとする觀があるので此際無條件調停して貰ひたいと云出である只今回の紛擾事件に就て馘首者を出さない事に貰ひ度いといふことであるから會社側でも何んとか考へいたいものである。」

といふ話があつた會社では愼重熟議の結果調停者に對する思ひ御大葬前でもあり涙をのんで一任したのであるが之は に至らなかつた。

一月三十一日再び先の調停者より話が有りその條件として爭議の犧牲者は出す事、但家族に對し相當の見舞金を支給二、要求條件には絕對に觸れないもし觸れる樣なことがあ場合は一月二十八日の回答通りである、三、金一封を支給の三項で話がついて二月一日面會する事になつた。

二月一日調停者立會の下に會社從業員三名と組合側幹部の間高梨兩氏を加へた五名と會見した所組合幹部は意外にも突の要求條件の改訂を提案しその理由として誰にも過ちはあに過ちを改むるに憚る勿れだとまで曲言した。

試みに改訂した條件を記すれば

第一の山代、佐々木、粟谷丈の復職

佐々木、粟谷三氏の復職の件は「山代」を

第五の飯場制度並に組長制度の徹底的改善は飯場制